

原環センター トピックス

RADIOACTIVE WASTE MANAGEMENT CENTER TOPICS

1994.6.NO.29

目次

放射性廃棄物処分の課題についての国際的取組み—北欧5ヶ国—	①
各国の政策と計画	⑥

放射性廃棄物処分の課題についての国際的取組み ——北欧5ヶ国——

1. まえがき

放射性廃棄物の処分は原子力利用を進めている国々の共通課題である。非常に長期にわたる環境への影響に留意する必要がある、多国間にわたる問題も含まれることから、いろいろな形で国際的な取組みがなされている。

ここでは北欧5ヶ国で、1993年8月に出版された2つのレポート情報の保存と検索及び高レベル放射性廃棄物の処分—基本基準の検討の内容を、長期にわたる問題への取組み方に関連する部分を中心に紹介する。

デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの北欧5ヶ国の間には北欧閣僚会議があり、政府間協力が実施されている。原子力安全研究プロジェクトもその協力の一環である。

北欧5ヶ国のうち原子力発電所はスウェーデンに12基とフィンランドに4基あるのみである。原子炉という意味ではノルウェー及びデンマークに

は大きな研究炉がある。このような現状から、上記2つのレポートも実際にはスウェーデンの関係者が中心になってまとめられたものである。

いずれの国にも再処理計画はない。

放射性廃棄物関連施設としてはスウェーデンのForshmark放射性廃棄物最終処分場(SFR)、Oskarshamn中央使用済燃料中間貯蔵施設(CLAB)また、フィンランドのOlkiluoto運転廃棄物最終処分場(VLJ)、使用済燃料中間貯蔵施設(KPA)があげられる。

スウェーデンはこれまでに、多くの国が参加する国際協力プロジェクトを多く実施している。その主なものとして、地下研究施設を提供しての深地層の性質及び処分施設の開発研究STRIPAプロジェクトとそれに続く硬質岩研究施設HRLプロジェクトがあげられる。さらに、安全評価コードの国際比較プロジェクトであるINTRAVAL(核種移行評価)、BIOMOVSI(生物圏核種移行評価)等があげられる。

2. 情報の保存と検索

—将来の社会に放射性廃棄物処分場に関する情報を提供するための戦略要素—^(注)

原子力安全研究プロジェクトの4つのプロジェクト、エネルギー整備 (BER)、廃棄物・解体 (KAN)、放射線生態学 (RAD)、原子炉安全 (SIK) のうち、本レポートはKANプロジェクトの一つとして1990年以降スウェーデン及びフィンランドの専門家7名からなるワーキング・グループで検討してきた結果を、米国の専門家2名が加わってまとめたプロジェクトの最終報告書である。

制度的管理の考え方

第1章に次のように整理されている。

「処分場の設計、立地及び建設は、健全性が維持され、将来のモニタリングがなくてもよいような方法で行われなければならないが、同時に、**将来必要となるかも知れない修復活動を可能にするのが原則**であるとした。」すなわち、修復活動の可能性を残すとの考え方を前提にこの検討がなされていることがわかる。一般には、修復活動の可能性を残すというのは原則とはされていない。この点はこのプロジェクトの姿勢として、着目すべき点である。「この**修復可能性の原則は**、将来の世代は処分場に影響を与える意識的な活動について責任を負わなければならないことを規定するだけでなく、**我々の世代が関連知識を将来の世代がアクセスできるような形で保存しなければならないことを意味する**。このことは、処分場に影響を与える可能性のある侵入などの偶発的な行為に関しても有効である。」としており、情報伝達の意義を、将来世代の人々が修復しようとする時のためと人間侵入防止のためにあると位置付けている。

ここで、いつまでの期間どのような情報を保管するかが重要である。この点については、

「情報の必要性は、放射性廃棄物の時間とともに変化する特性に依存する。社会にとって、情報の価値は時間が経過し、廃棄物の放射能が減衰するに依りて低下する。」と述べ、**中レベル放射性廃棄物にとっては最初の500年間が、使用済燃料にとっては最初の1000年間が重要であるとしている**。

保管すべき情報の種類は将来の人間にとってその**情報が何をするのに役立つかで決まる**。その使われ方には次のことが考えられるとしている。

1) 処分場への偶発的な人間侵入を防止する

2) 処分システムの安全性を評価し、**廃棄物の回収または修復作業に必要な手順を考え、必要があれば修復作業を行う**

3) **処分場区域に関する意思決定の際の基礎とする**

このようなことを考えると必要な情報の量は時間の経過とともに減少するので、定期的に情報の種類や保管方法を再検討する必要がある。地層処分場は、国の所有権や管理が意味を失うほど長い期間にわたる。したがって、この情報伝達の研究は国際的規模で実施するのが望ましいとされている。さらに、どのような情報をどのような形態で保管するかは、主に廃棄物管理にたずさわる側が検討すべきことであり、どのように安全に保管し、長期間経過後どのようにして検索するかは規制当局が検討すべきことであるとしている。

必要とされる情報

まず、将来廃棄物に関する情報を必要とする可能性があるグループとしては次のように考えられている。

- ・責任当局
- ・科学者および研究者
- ・回収および修復を実行する可能性のある組織
- ・社会の様々な保安グループ (警察など)
- ・公衆 (偶発的な侵入に対する防護)
- ・環境保護に関心を持つグループ
- ・国際機関

そして、以下の情報が重要であるとしている。

- ・**処分場の地理的位置 (所在地) ……重要**
- ・**放射性核種の含有量**、廃棄物の化学・物理的特性などによって表される「**ソースターム**」
- ・**処分場の設計**、物理的形狀、人工・天然バリアシステムなど
- ・**施設に関する最終的安全解析に関するすべての背景情報**

その他の価値ある背景情報として、次のものがあげられている。

- ・法律、廃棄物処分を行った社会に関する一般情報
- ・安全性能評価、最終的な安全解析書そのもの
- ・以下を含む運転記録
 - 運転スタッフが受けた線量当量の記録
 - 廃棄物のデータベース
 - 処分場の操業記録

これらの情報は将来の情報回収に備えて情報の抜粋を行い、そのレベルに応じた保管方法をとることを提案している。

一次レベル情報集合：必要があるすべての情報であり、記録保管所で維持保管する。

二次レベル情報集合：重要な情報の抜粋と一次レベル情報集合の保管場所についての情報であり、複写して地域の記録保管所に収める。

三次レベル情報集合：必須情報の簡単な概要と他レベル情報集合に関する保管場所についての情報であり、国家機関および／または国際機関に保管する。

情報の保存および回収システム

将来を予測して情報の保存及び回収システムを考えることになるが、その予測を最初の数世紀に限る理由として次の点が述べられている。

- ・予測の一般論として、多くの予測メカニズムは時間の経過とともに精度が下がる。
- ・放射性核種の崩壊を考えると最初の1000年間で放射能は急激に下がる。

また、次のような考え方がある。

- ・我々は1000年後あるいはそれ以上の社会の能力やニーズを知ることが出来ない。したがって、より近い将来の社会の関心に見合った情報伝達システムを設計すべきである。
- ・世代は相互に関連を持っている。つまり、遠い未来の社会にとって、自分達以前の社会が、それ以前の社会からの適切な情報により利益を得ることは、大きな関心事である。

・将来の社会は、それ以降の世代の必要性の変化を評価し、そのニーズに合わせた情報伝達システムを構築する上で我々より有利な立場にある。

この考え方は、1000年間のことを考えておけば、その後のことはその時代の人間が決める方がよい。必要があれば永久に続くとの考え方であるように思える。これらの考え方は情報伝達システムを設計する際に重要である。

記録保管所および情報伝達システムのケース・スタディとして取り上げた、ドイツで20世紀に皇帝Wilhelmが建造した記録保管所およびヴァチカンの記録保管所（一部の項目は9世紀に遡る）のいずれを見ても、記録保管所に対する脅威は保管

所を設立した組織の外にある勢力からもたらされている。そこで、国際記録保管所や国際的に尊重される記録保管所がよいと考えられている。1991年オスロで開催された情報伝達のセミナーでも国際記録保管所がよいとの考え方には多くの賛成が得られている。使用済燃料の場合、IAEAによって保障措置の観点から処分場が閉鎖されるまで、放射性廃棄物について一定の知識を維持されることになる。このことを考えに入れ「IAEAは、放射性廃棄物に関する長期的情報保管機関の候補と言えよう」としている。

さらに、目的に応じた記録保存媒体が検討されており、耐久性については、紙の文書約数百年、マイクロフィルム200年まで、デジタル媒体(磁気、光)約10年と見積られている。

標識

標識は大量の情報を伝えることは出来ないが目立ちやすいし、侵入者への警告になることから重要である。標識は長期にわたって存続できなければならない。長期にわたって存続している建造物の例としてはエジプトのピラミッド、中国の万里の長城等があげられる。標識システムについては米国1980年代始めから精力的な検討が行われており、この報告書でも多くの文献が紹介されている。人間の侵入に関するNEAの作業グループの報告書には大規模な土塁、モノリス、その他の地上標識、情報を収めた複数の部屋、そして地下標識を備えた標識システムが勧告されている。

勧告

最後に次の項目について勧告がなされている。

- ・国際的な記録集中保管所の設立
- ・保存記録の定期的見直し
- ・責任の明確化
閉鎖までの記録の取扱い：廃棄物管理者
記録保管所の管理と引継ぎ：政府
- ・記録媒体の開発
- ・単純な標識システムの研究

注) M. Jensen: "Conservation Retrieval of Information" Nordiske Seminar - og Arberjdsrapporter 1993: 596 (1993)

3. 高レベル放射性廃棄物の処分—基本基準の検討^①

スウェーデン放射線防護研究所 (SSI) の J.O. Snihs を議長とし、原子力検査局 (SKI) およびフィンランド放射線・原子力安全センター (STUK) のメンバーから構成されるワーキング・グループで 1987 年以来検討されて、1993 年 8 月に完成され出版されたものである。

このレポートの規制要件と指針についての北欧の勧告は、合理的に予測できる期間と長期とを分けて安全基準を勧告している点に特徴がある。一般的検討、放射線防護の原則、確認の原則、技術的地質学的勧告の 4 項目からなっている。ここでは、原則の仮訳を掲載し、制度的管理についての取扱いおよび長期の安全基準に関連する部分については、説明文の内容にもとづいてこのレポートでの考え方を紹介する。

総合的考慮

総合目標

高レベル放射性廃棄物の処分は、人の健康と環境の保護を目的とし、将来世代への負担を少なくするにある。

目的 1. 長期の安全

将来のどのような期間においても、処分場に起因する人の健康へのリスクと環境への影響は、**従来受け入れられてきた程度を超してはならない**。処分オプションの受け入れの判断はすべての国境領域での放射線的影響についてなされなければならない。

目的 2. 将来世代への負担

将来世代への負担は適切な時期に処分を実施することにより少なくなるようにすべきである。安全な処分は必要な安全要因として長期の制度的管理や修復に依存してはならない。(説明文重要)

放射線防護の原則の適用

適用原則 1. 最適化

廃棄物の処分に関する放射線防護は最適化の原則に従わなければならない。その際、放射線線量当量およびリスクは最適化の結果に影響する多くのその他の要因と比較されバランスがとられなければならない。

適用原則 2. 個人の保護

合理的に予測可能な期間については、処分システムの起き得る事象による個人への放射線線量当

量は年間 0.1mSv 以下でなければならない。加えて、起きる可能性の少ない破壊の発生確率と結果について研究し検討して定性的に表され、可能な場合は、年間 0.1mSv の線量当量に相当するリスクとの関係で、定量的に評価されなければならない。

適用原則 3. 長期の環境保護

処分場から漏出する放射性核種は放射線の環境を有意に変えるものであってはならない。このことは、処分された放射性核種の生態圏への流入は、長期間の平均で、天然のアルファ放射性核種それぞれの流入量と比較して低くなければならない。

確認の原則

確認原則 1. 安全評価

処分システム全体で放射線防護基準が遵守されることは、できるだけ妥当性が認められたモデルによる定性的判断と定量的結果に基づく、安全評価を通じて納得のいく証明がなされなければならない。

確認原則 2. 品質管理

処分システムの構成物および処分施設の建設閉鎖作業中のサイトでの確認の全ての活動について、設計ベースで関連基準に合わせて達成されるように品質管理計画が確立されなければならない。

確認原則 3. 多重バリアの原則

廃棄物処分の長期の安全性は自然に安全性が保てる多重バリアによらなければならない。

a) バリアの一つの欠陥は処分システムの全体性能を本質的に損じないようにする。

b) 実際的な地殻変化ではバリアシステムの一部にしか影響しないようにする。

制度的管理について (目的 2 の説明文)

前項のレポートで紹介した情報伝達については、処分場の閉鎖後の制度的管理があって初めて価値が出ることなので「目的 2. 将来世代への負担」の記述を見るかぎり、情報伝達は意味がないように読める。しかし、説明文に「モニタリングや監視は長い期間、数百年以上は信用できないので、放射線防護の方法としては勧められない」と述べたうえで、次のよう述べている。

「制度的管理は安全を保証するために必須のものではないが、記録の保管、土地利用制限、処分サイトへの標識を置くことは人間侵入の確率を減少させる。モニタリングや科学的調査のようなその

他の制度的管理も多分行われるだろう。また、処分作業終了後、処分施設の一部または全部が、例えば、処分システムの初期性能を原位置で観察する目的である期間開いたままにされることもありうる」また、「回収可能性は処分後の安全のための必要条件としてはならない。このことは、定置された廃棄物を回収できないようにするとの意味ではない。現代の技術でも、処分場所の位置がわかれば、合理的な努力で、ほとんど完全な状態で回収できるようにすべきである。」さらに、「処分施設は廃棄物の回収が容易であるような形に多分決められるだろう。その場合は、処分システムの長期安全性を損なわないよう施設の設計に注意が必要である。」とある。これらの記述から制度的管理は安全を保証するものではないが、積極的に取り入れ、安全性の向上に役立てるべきであるとの姿勢がうかがえる。また、制度的管理は数百年は信頼できると考えられている。その期間は多くの放射性廃棄物に対して極めて重要な期間である。

「確認原則1. 安全評価」の説明文の中で、「人間侵入シナリオの定量的評価は不可能であるが、“rest risk”（極めて少ないリスク）と見なすことができる。許容性の検討で制限条項として考える必要はないが、なおできるだけ人間侵入によるリスクは少なくしなければならない」としている。この人間侵入確率を少なくするために情報伝達システムの開発は今後の重要課題と考えられる。

長期の安全目標について

このレポートの重要な提案として、合理的に将来予測のできない長期の安全目標は、別の枠組みで考える。その方法として岩石の風化等による天然放射性核種の、生態圏への流入量を比較のよりどころとしよう、との考え方がこのプロジェクトの発足当初からとられてきた。非常に多くの議論が積み重ねられ最終的に「適用原則3. 長期の環境保護」に示されている内容となった。

生態圏への放射性核種の流入量の長期の平均の値で制限することになっている。さらに、放射性核種の流入量の制限の仕方について、説明文で次のように詳しく説明している。

1) ピーク時の個人線量当量は一般に線量当量制限値 (1 mSv/y) を超えないこと、最高でも確

定的な影響がおきるレベル以下であること。

2) 処分サイトでの最初の受容部（井戸、湖、土壌等）での放射能濃度は類似の環境での長寿命の天然アルファ核種の典型的濃度の範囲内にあること。

3) 処分した全高レベル放射性廃棄物からの放射能の流入量は長寿命の天然アルファ核種の各流入量に比べて十分低いこと。

広範な生態圏での解析なしには放射能流入量の制限値を数値で示すことはできないが、付属書に示す計算例では次の範囲に入るとしている。

1) 長寿命アルファ核種については $10-100\text{ kBq/年}$

2) 1 tonの天然ウランを燃料として原子炉で使用した時に出る廃棄物中のその他の長寿命核種については、 $100-1000\text{ kBq/年}$

ここに示された勧告は、今後わが国の高レベル放射性廃棄物の地層処分基準を検討していく場合に低レベル放射性廃棄物の既存基準との関係を考える上で重要なヒントになると考えられる。

注) The Radiation Protection and Nuclear Safety Authorities in Denmark, Finland, Norway and Sweden: "Disposal of High Level Radioactive Waste- Consideration of Some Basic Criteria" (1993)

核廃棄物処分世界（国際）委員会（ICND）

北欧5ヶ国の活動とは直接の関係はないが、放射性廃棄物処分の長期にわたる国際的取組みに将来大きな影響を与える可能性があるので紹介する。

上記委員会の設立準備会がスウェーデンのストックホルムで1994年5月に開催されている。この委員会は1993年9月シアトルで開催されたGlobal'93でドイツのW.Häfeleによって提案された。

放射性廃棄物の処分は原子力利用国共通の課題であり、必ずしも計画が円滑に遂行されている現状にない。そこで、放射線防護基準についてのICRPと同じように、非政府レベルで政治的影響のない、純科学的立場で国際的コンセンサスを構築しようというユニークな提案である。

（中村治人）

各国の政策と計画

1994年1月開催のOECD/NEA放射性廃棄物管理委員会 (RWMC) に各国及び機関の代表から提出された現状報告^{注)}の内容の主な点を簡単に紹介する。

日本

原子力委員会が「高レベル放射性廃棄物対策について」と題する地層処分についての全体計画を1992年8月にまとめた。これに基づいて1993年5月に実施主体の準備組織である高レベル事業推進準備会 (SHP) が発足した。日本原燃は海外再処理に伴い返還されるガラス固化体の貯蔵施設を青森県六ヶ所村に建設中である。動燃はこれまでの研究開発の成果を技術報告書にまとめ原子力委員会に提出した。委員会は1993年7月に同報告書の検討を完了した。

低レベル放射性廃棄物の海洋投棄オプションを政治的社会的理由により放棄することを1993年11月の第16回条約国会議で正式に表明した。

原子炉の解体廃棄物の浅地中処分为観点に入れた処分基準に関する政令の一部改訂が行われた。

韓国

原子力発電は発電電力量の約55%を占めており、もはや代替エネルギーではなく、必須のエネルギーとなった。

低レベル放射性廃棄物の空洞型の処分場は1995年末までに建設される予定であり、原子炉施設外での使用済燃料の中間貯蔵施設は1997年末までに建設される予定である。

オーストラリア

放射性廃棄物としては、ウラン鉱滓と医療・研究廃棄物がある。鉱滓は発生サイトの近くに処分される。医療・研究廃棄物の処分サイトについては現在候補サイトがなく、適切と思われるサイトについて地元と交渉を行っている。

カナダ

使用済燃料の処分の人工バリアの開発研究では、損傷モデルを使った容器の耐久性の予測が行われている。約6mm厚さのチタン容器の寿命は約2000年であり、隙間腐食が生じない条件では10⁵年以上容器の寿命があるとの評価結果が得られている。銅を使った場合は、25mmあれば廃棄物を無期限に閉じ込められる可能性がある。

地下研究施設 (URL) での核種移行、緩衝材、

容器、掘削影響、グラウティング等の試験研究が予定通り進行している。

カナダCigar Lakeでのナチュラルアナログの研究が進められ、UO₂は還元性環境、10⁸年間程度の期間を考えるとほとんど溶解しない、また粘土層は放射性物質の長期の閉じ込めに有効であること等の結論が得られている。

使用済燃料の処分に関する環境影響評価報告書 (EIS) は1994年始めに完成され、1994年末か1995年始めに公開ヒアリングが予定されている。

使用済燃料のコンテナ内乾式貯蔵方式に関しては、ハイドロケベック社のGentilly-2発電所の貯蔵容量を増す一つのオプションとして、幅7m、長さ22m、高さ7mのコンクリート製の貯蔵モジュールCANSTORの詳細設計が完了した。

低レベル放射性廃棄物については、潜在的危険性が継続する期間が、150年以下、150-500年及び500年以上に分類され、トレンチ処分、耐侵入地下施設 (IRUS) 処分及び岩盤空洞内処分が考えられている。IRUSの詳細設計及びコスト評価を終了した。

米国

包括的国家エネルギー政策法 (CNEPA) に従い、全米科学アカデミー (NAS) の線量基準、人間侵入予測等についてのレポート (1994年月中旬完成予定) に基づき、EPAが基本基準を作成し、NRCが処分基準10CFR60の改訂を行うことになっている。

核廃棄物交渉官 (NWNegotiator) は監視付回収可能貯蔵 (MRS) 設置サイトの折衝を行っている。MRSの立地を調査するためのフェーズ補助金の申請が21サイトからあり、20サイトが補助金を支給されている。また、フェーズ2A補助金が2サイトに支給され調査が実施されてきたが、さらに2サイトがフェーズ2Aの調査に加わられた。最初の2サイトは2.8百万ドルの予算規模のフェーズ2Bの申請を行う予定である。

Yucca Mountainでの研究開発は科学調査及びサイト特性調査に重点がもどっている。地表からの調査はUZ-16孔を使った調査を終了し、新しい調査孔UZ-14に移った。また、探査研究施設 (ESF) はトンネル掘削機のスタートトンネルが完成した。

1998年の使用済燃料受入れ開始までにMRSの

サイトが決まらない場合を考えて、貯蔵から処分まで共通に使うことのできる多目的コンテナ(MPC)の計画が並行して進められている。1993年11月にそれに関するWorkshopが開催された。

環境保護庁(EPA)は天然放射性物質の使用及び処分のリスク評価についての報告書を1994年中に完成する予定である。

NRCは地層処分場の建設操作についてのDOEの許可を審査するNRCスタッフのための指針の案NUREG-1323を作成した。

英国

BNFLの再処理工場THORPの操業許可が1994年1月17日に下りた。

政府は1994年中に原子力発電計画の見直しを行う予定である。

スウェーデン

原子力検査局(SKI)がレビューしていたスウェーデン燃料供給管理会社(SKB)のR&D Programme 92が1993年12月に政府により承認された。2010年までに使用済燃料の処分場が操業できるようサイト選定及び建設を段階的に進める。Storuman及びMalaの地方自治体との共同で処分のサイト選定のための予備調査が開始された。

Äspo硬質岩研究施設(HRL)の建設が350mの深さまで進んだ。

地層処分の各種性能評価関連プロジェクトSITE-94, INTRAVAL, DECOVALEX, BIOMOVIS II及びMKB95が進められている。

環境影響評価書(EIS)での要求事項について、関連規制当局間で不整合が起きないように専門家グループができた。

スイス

新放射線防護法は1994年5月に発効する。処分基準R-21の改訂作業が1993年終了し独仏英語で出版された。

中低レベル放射性廃棄物の貯蔵施設ZWIBEZが完成し、1993年に受入れを開始した。

高レベル放射性廃棄物、使用済燃料及び再処理廃棄物の貯蔵と中低レベル放射性廃棄物の処理を行うことを目的とした施設ZWILAGについては1993年に国会での一般許可が得られた。

4つの低レベル放射性廃棄物の処分場候補サイトのうち、Wellenbergが選定され、1994年中頃一般許可を申請する予定である。

高レベル放射性廃棄物及び長半減期廃棄物については、結晶岩処分の性能報告書が完成した。堆

積岩処分については2種類の岩種について、報告書が1994年初めに出される予定である。

フィンランド

1993年末原子力発電所の廃炉対策についての5ヶ年計画ができた。解体廃棄物はVLJ処分場に3つのサイロを増設して処分する予定である。

使用済燃料の地層処分の性能評価報告書は国内外の関連機関での検討が進められている。

1993年2月Loviisa発電所の中低レベル放射性廃棄物の処分場の建設が開始された。

ベルギー

放射性廃棄物及び核分裂性物質に関する国家機関(ONDRAF)の浅地中処分のフィージビリティ報告書に対して、科学委員会がサイト調査計画を含め1994年3月末に見解をまとめる予定である。

MOXの使用計画について国会で議論され、将来ワンスルー路線を再処理路線と同じ程度に検討する必要があること、COGEMAから返還されるPuはベルギーの原子炉で使うこと等の結論が得られている。

スペイン

中低レベル放射性廃棄物の処分が開始され、これまでに200個のコンクリート箱(ドラム缶18個入り)以上の処分が行われた。

Andujarウラン鉱滓処分場の覆土をし終わった。今後10年間は監視が継続される予定である。

IAEA

1993年4月にインドのBombayで、処分条件下での廃棄物固化体及び容器の性能に関する協力研究会合が13研究機関が参加して開催された。また1993年11月無機吸着体による廃液処理の協力研究会合が英国Sellafieldで開催された。新たに「短期の観測結果の長半減期放射性廃棄物の隔離期間への外挿」に関する協力研究の提案がなされた。第1回会合は1994年中頃の予定である。

1994年4月米国Knoxvilleで除染解体に関するシンポジウムがUSDOE-IAEA共催で開催される。

1993年11月のロンドン条約締約国会合であらゆる放射性廃棄物の海洋投棄の禁止が決められた。これに伴って、IAEAは条約にある非放射性廃棄物の定義を決める作業をすることを要請された。

(中村治人)

注) RWMCに出席した原研村岡氏より入手

センターのうごき

第36回 理 事 会 開 催

平成6年3月4日（金）第36回理事会が開催され、平成6年度事業計画及び収支予算が承認されました（主務大臣の承認は平成6年3月25日付け）。

また、役員人事については、次の方々が交替され、他の理事及び監事は再任されました。

	退 任	新 任	役 職
常 勤 理 事	佐 伯 誠 道	田 代 晋 吾	
非 常 勤 理 事	那 須 翔	荒 木 浩	東京電力（株）取締役社長
	戸 田 一 夫	泉 誠 二	北海道電力（株）取締役社長
	山 本 博	近 藤 耕 三	四国電力（株）取締役社長
	明 間 輝 行	八 島 俊 章	東北電力（株）取締役社長
	谷 正 雄	山 田 圭 藏	北陸電力（株）取締役社長

平成6年度に推進する調査研究等の課題

当センターは、平成6年度事業計画に基づき、

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ① 低レベル放射性廃棄物の処理処分に関する調査研究 | 23件 |
| ② 高レベル放射性廃棄物、TRU廃棄物等の処理処分に関する調査研究 | 8件 |
| ③ ウラン廃棄物の処理処分に関する調査研究 | 1件 |
| ④ 放射性廃棄物の有効利用に関する調査研究 | 2件 |
| ⑤ 放射性廃棄物の処理処分全般にわたる調査研究等 | 3件 |

計37件の調査研究等を実施する予定です。

編集発行

財団法人 原子力環境整備センター
〒105 東京都港区虎ノ門2丁目8番10号 第15森ビル
TEL 03-3504-1081（代表） FAX 03-3504-1297